

独立行政法人奄美群島振興開発基金会計監査人候補者名簿作成に至るまでの審査経過等の公表について

平成27年12月25日
独立行政法人
奄美群島振興開発基金

このたび、主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）から独立行政法人奄美群島振興開発基金会計監査人として、有限責任監査法人トーマツ（東京都港区港南2丁目15番3号）を選任した旨の通知がありました。

なお、当基金における会計監査人候補者名簿の作成経緯は、次のとおりです。

1. 選定経過

- (1) 平成27年9月2日：企画書提出依頼文書を送
※昨年度の公募において、平成26年度から平成27年度までの2事業年度を監査対象期間として選任された「有限責任監査法人トーマツ」に対して平成27年度監査に係る企画書の提出を依頼。
毎年度、主務大臣の選任を受けなければならないため、契約は単年度契約となる。
企画書の内容を評価・検証したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き主務大臣（国土交通大臣及び財務大臣）の選任を求めることとする。
- (2) 平成27年9月24日 企画書提出締め切り
※有限責任監査法人トーマツより応募あり。
- (3) 平成27年10月7日 審査委員会開催、第一候補者決定
- (4) 平成27年10月15日 監事より同意書徴求
- (5) 平成27年10月16日 主務大臣あて会計監査人候補者名簿提出

2. 選定方法

- (1) 会計監査人候補者名簿を作成するため、「有限責任監査法人トーマツ」に対して企画書の提出を依頼したところ、当該監査法人から応募があった。
- (2) 応募のあった企画書について、審査委員会（内部審査委員2名及び外部審査委員1名）において、審査要領に基づき審査を行った。
- (3) 審査基準
別紙のとおり
- (4) 審査結果
企画書を通じて、応募者の会計監査人として従事する独立行政法人に対する会計知識、独立行政法人及び類似法人の監査実績、監査業務実施体制、監査費用等を考慮し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人第一候補者とした。

(以上)

(問い合わせ先)

独立行政法人奄美群島振興開発基金総務企画課
電 話：0997-52-4511
F A X：0997-52-4514

(別紙)

会計監査人候補者選定基準

奄美基金の会計監査にあたっては、独立行政法人会計基準に基づく監査であること、他の独立行政法人とは異なり、奄美群島という特殊な地域を業務区域とし、地域内の中小・零細な事業者に対し保証及び融資業務の2つの政策金融業務を営んでいること及び業務毎に区分経理を行うこととされているという事情を踏まえ、以下を基本として選考する。

(1) 監査能力

独立行政法人会計基準に精通した検査能力が高い者であることが必要であるため、

- ① 独立行政法人の会計監査人の経験があること
- ② 同業種の会社の会計監査人であること

を基準とする。

(2) 監査費用

監査費用が低廉であることが必要であるため、

- ① 監査費用総額が低廉であること
- ② 初年度固有手続きに係る費用を除いた監査費用総額が低廉であること
- ③ 1時間当たりの費用が低廉であること

を基準とする。

(3) 監査体制

これまでの監査実績（新規参入者、経験者別）と比べて、メンバー構成、従事人数（公認会計士人数）、実施方法及びスケジュールに著しい乖離がなく、これらの要素に基づいて積算された総監査日数が監査実績（新規参入者監査、経験者監査別総執務時間）と比較して相応であることを基準とする。

(4) その他（減算項目）

過去1年間（前年度4月以降）において、監査業務について金融庁からの処分その他これに準ずる事象の発生の有無を基準とする。

なお、過去1年間（前年度4月以降）において、上記の処分を2回以上受けた場合は、審査の対象外とする。